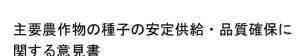
意

見

書



我が国においては、戦後の急激な人口増加に見合った 食糧を確保するため、主要農作物である稲、麦類及び大 豆について、その優良な種子の生産と普及を都道府県に 義務付ける、主要農作物種子法が昭和27年に制定され、 主に都道府県の試験研究機関が、各地域の気候・風土に あった優良な品種の選定と種子の確保に取り組んできた。 本県のブランド米である「あきほなみ」も、台風の影響 や暑さに負けない鹿児島の風土にあった奨励品種として 選定された優良な品種である。

しかしながら, 我が国農業の国際競争力の強化に向けて官民の総力を挙げた種子の開発・供給体制を構築する必要があること等を理由に, 本年4月にこの法制度が廃止されたところである。

法の廃止により,都道府県の取組が後退することへの 懸念や,外資系事業者の種子の独占等による種子価格の 高騰等,農業者や消費者への影響を危惧する声がある。

よって、国におかれては、これまでの都道府県の体制を生かしつつ、主要農作物の種子の安定供給や品質確保の取組を後退させることがないよう、十分な財政措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月4日

鹿児島県議会議長 柴 立 鉄 彦

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 財務大臣 総務大臣 農林水産大臣 内閣官房長官

上記のとおり発議する。

平成30年10月4日

鹿児島県議会産業経済委員長 田 中 良 二

私学助成の充実と財源確保に関する意見書

当県内の私立学校は、多様化する県民のニーズに応じた特色ある教育の推進が求められている中で、建学の精神に基づく個性豊かな教育を実践し、当県の学校教育の振興発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら,今日,少子化の進行による生徒数の減少など,私立学校を取り巻く環境は,厳しさを増している。

このようなことから、私立学校振興助成法第1条に規定するとおり、学校教育における私立学校の果たす重要性を認識して、私立学校における教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めることが肝要である。

よって、国においては、2019年度の予算編成に当たり、 私立高等学校等経常費助成費補助金及び私立学校施設耐 震化に係る補助の拡充、就学支援金制度の拡充強化など、 私学助成に係る財源の充実・確保を図られるよう強く要 望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月4日

鹿児島県議会議長 柴 立 鉄 彦

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣

上記のとおり発議する。

平成30年10月4日

鹿児島県議会文教警察委員長 井 上 章 三